

75歳以上の方へ「後期高齢者医療制度」その2

4月からスタートする「後期高齢者医療制度」について、今月号では保険料の計算方法や軽減制度の概要をお知らせします。

【必要な手続き】

◎75歳（一定の障害を有する方は65歳）以上の方は、4月の手続きは必要ありません。

◎4月以降に75歳になった方等には、必要な手続きのご案内をいたします。

【保険証】

後期高齢者医療制度の新しい保険証（被保険者証）を、平成20年3月末までに配達記録郵便でお送りします。お一人に1枚ずつ、クレジットカードと同じくらい大きさの保険証が交付されます。

【受付窓口】

◎各種申請や届出の受付、保険料のお支払いについては、今までどおり役場の窓口で行うことができます。

【保険料の軽減等】

保険料については、低所得の方や今まで負担のなかった方への保険料の軽減・凍結の措置があります。

■低所得者の保険料軽減
所得に応じて、保険料均等割が軽減されます。

●保険料均等割額の軽減割合（上表）

総所得金額等が下記の金額以下の世帯	軽減割合
ア 基礎控除額（33万円）	7割軽減
イ 基礎控除額（33万円）+24.5万円×被保険者の数（被保険者である当該世帯主を除く）	5割軽減
ウ 基礎控除額（33万円）+35万円×被保険者の数	2割軽減

※公的年金所得＝年金収入－120万円（70歳以上、赤字は0円）
※年金収入につき公的年金控除を受けた方は、高齢者特別控除（15万円）が適用されます。

●保険料の計算例（※100円未満の保険料は切り捨てられます）

ケース	世帯区分	所得割額	均等割額	年間保険料
ケース1	[単身世帯] 年金収入79万円	0円 ※所得0円	11,200円 【7割軽減該当】 ※所得合計0円<33万円(上表ア) 37,400円×0.3⇒11,200円	11,200円
ケース2	[被保険者夫婦世帯] 夫：年金収入 167万円 不動産所得20万円 妻：年金収入 100万円	夫：24,200円 妻：0円 夫：(所得67万円－基礎控除33万円)×7.12%⇒24,200円 妻：所得0円	夫：18,700円 妻：18,700円 【5割軽減該当】 ※所得合計67万円－高齢者特別控除15万円＝52万円<57.5万円(上表イ) 37,400円×0.5⇒18,700円	61,600円 夫：42,900円 妻：18,700円
ケース3	[子供と同居の夫婦世帯] 夫：年金収入 167万円 妻：年金収入 100万円 子(世帯主)：営業所得 100万円	夫：9,900円 妻：0円 夫：(所得47万円－基礎控除33万円)×7.12%⇒9,900円 妻：所得0円	夫：37,400円 妻：37,400円 【軽減なし】 ※被保険者と世帯主の所得で軽減を判断 所得合計147万円⇒37,400円	84,700円 夫：47,300円 妻：37,400円

■被用者保険の被扶養者への軽減・凍結
被用者保険の被扶養者であった方は、保険料の凍結や軽減の制度が設けられました。

詳しい内容は、左ページ「高齢者医療制度の見直し」の「2. 75歳以上の被扶養者の保険料」をご覧ください。

【75歳未満の障害者の方は】

65歳～74歳の方のうち一定の障害を有している方は、申請をすることにより、後期高齢者医療制度の対象から外れることができます。

後期高齢者医療制度の対象から外れることで、保険料の負担や病院での窓口負担割合などが変わります。対象となる方には、個別に通知しています。

◆問い合わせ

住民課国保年金班
☎1214
千葉県後期高齢者医療広域連合
☎043(223)0075